

インパクト評価を通じた金融機関による SDGs への貢献～The Equator Principles の観点から～

島 健治（三井住友銀行国際審査部国際環境室室長）

大高 明（三菱 UFJ 銀行ソリューションプロダクツ部プロジェクト環境室上席調査役）

Abstract

和文 Abstract (700 字以内)

我が国では人口減少や高齢化等の課題が進行しており、進行が著しい地域も一部に見られる。企業および金融機関は地域経済活性化のため種々の取組を行っているが、SDGs の視点を欠いた取組は効果が持続しないことも考えられる。

SDGs の達成にはそういった取組に伴うインパクトの測定が欠かせない。このようなインパクトの測定や評価を行うためのフレームワークの一つとして The Equator Principles（以下「EP」）が挙げられる。2019 年 4 月 10 日現在、全世界では 96 金融機関、本邦では 6 金融機関が EP を採択しており、金融機関にとってはインパクト評価のスタンダードとなっている。

金融機関が大規模プロジェクト向け融資を検討するに当たり、この EP フレームワークに基づいたインパクト測定が有効に機能している。大規模プロジェクトは環境および社会の両面に大きな負のインパクトを与える場合が多い。EP はこれらの影響の種類を特定し、その大きさを測定したうえで、低減策の実施を事業者に求める。融資の意思決定前にこの手続を踏むことで環境および社会への重大なインパクトの顕在化を抑制することができ、プロジェクトが持続可能なものとなるよう金融機関も事業者と協働する。

もっとも、SDGs の達成には環境および社会への負のインパクトの抑制だけではなく、正のインパクトの顕在化を促進し、新たな正のインパクトの生起を促すことも必要である。EP 等の既存のインパクト評価フレームワークはこの点では必ずしも十分には対応できないが、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP Finance Initiative）を始め、これに対応したフレームワークを提案する機関も出てきている。

最後に、この点を踏まえた持続性評価フレームワークとしての EP の将来像を提案する。

Financial institutions' contributions to SDGs through impacts assessment
– From the viewpoint of the Equator Principles –

Kenji Shima (General Manager, Environmental Analysis Department, Credit Department,
International Banking Unit, Sumitomo Mitsui Banking Corporation)

Akira Otaka (Director, Social & Environmental Risk Assessment Office, Solution Products
Division, MUFG Bank)

英文 Abstract (200 words 以内)

Japan faces challenges including population decline and aging. Initiatives by firms and financial institutions to address them may not be sustainable without taking SDGs into consideration.

To achieve SDGs, these initiatives cannot dispense with impacts assessment. One of the impacts assessment frameworks is the Equator Principles (hereinafter "EP"). As of 10 April 2019, 96 financial institutions have adopted EP globally, and 6 in Japan. The EP is a standard framework for financial institutions.

In financing large-scale projects, financial institutions find that the EP works effectively. Large-scale projects are prone to make negative impacts both environmentally and socially. The EP helps financial institutions determine what the impacts are, measure magnitude of those impacts, and require project proponents to implement mitigation measures. By taking these steps, financial institutions and the project proponents collaborate to hold back those impacts from materializing.

In achieving SDGs, however, not only holding back negative impacts but facilitating materialization of positive impacts plays an important role. Existing frameworks including the EP may not sufficiently address this point. New frameworks addressing this point have started to emerge, including the one proposed by UNEP FI.

Possible future vision of the EP as a sustainability assessment framework is also proposed.

インパクト評価を通じた金融機関による SDGs への貢献～The Equator Principles の観点から～

島 健治（三井住友銀行国際審査部国際環境室室長）

大高 明（三菱 UFJ 銀行ソリューションプロダクツ部プロジェクト環境室上席調査役）

1 はじめに

日本は現在大きな課題に直面している。人口減少と高齢化である。しかもその進行は速く、進行が著しい地域も一部に見られる。地域の過疎化・高齢化に対しては早急に対策が講じられなければならない。

我々金融機関もこの状況を前にして供手傍観している訳ではない。官民を挙げて対策を講じている。民に付いて言えば、企業や金融機関は地域経済活性化のために様々な取組を行っている。中には有効なものも当然ある。しかしながら、その有効性が及ぶ範囲は限定的なものが多いように見受けられる。取組の効果が普遍化されるには至っていないのだ。

この理由は何であるかを考えた時、種々の見方があるだろう。その一つに効果の持続性、普遍性の欠如を挙げることができるのではないか。

いわゆる「箱物行政」を考えてみよう。確かに公共工事を受注した業者への経済効果は認められる。しかし、残念なことに、継続した受注がなければ業者が享受する経済効果は一時的なものではない。でき上がった「箱物」が産む効果はどうだろうか。こちらも一部を除けば、持続的な経済効果を産んでいる例はさほど多くはないのが実情であろう。

効果の持続性、普遍性は、資源制約を考えれば避けては通れない視点である。同じ資源を投下するのであれば、その効果が持続的で普遍性を有する対策を講じるべきだとの主張に異を唱える人はいないであろう。ここで 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、いわゆる「持続的な開発目標（SDGs）」に注目したい。SDGs が持続的で普遍性のある対策を打ち出すために有効な視座を提供してくれると考えるからである。

2 対策の一例としての Equator Principles

2.1 インパクトの検討

SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットより構成される。このゴール、ターゲットの一つひとつが対策の効果の持続性、普遍性を考える際の視点となる。より具体的に言えば、検討している対策が、それぞれのゴール、ターゲットに照らしてどのようなインパクト、言い換えれば影響を及ぼすかを検討することになる。

日本で現在実施されている公共工事からは離れるが、発展途上国における火力発電所の建設操業プロジェクトを例に考えてみたい。電力へのアクセスがそれまで無かった地域では、火力発電所の建設により 24 時間、365 日電カへアクセスできるようになることは、生活水準の向上からは大きな進歩である。SDGs で言えば、7 番のエネルギーである。これは発電所周辺の住民にとっては正の影響である。この影響の大きさをどのように測定して数値で表すかに付いては様々な方法が考えられる。例えば、周辺住民で本プロジェクト実施に賛成している人の割合は一つの測定数値と言えるであろう。

本プロジェクトによる正の影響はこれだけではない。火力発電所の建設、操業には建設作業員、従業員が必要である。専門スキルが必要とされる職種もあろうが、短期間で身につけられるようなスキルしか必要とされない職種もある。このような職種では、周辺住民が本プロジェクトにより雇用されることが予想される。新しい就業機会の提供である。SDGs 言えば、8 番の成長・雇用に当たる。更に、従業員が専門スキルを身につけるための教育機会が提供される場合もあるだろう。周辺住民が専門スキル習得に必要な教育を受けることにより、より高度な職種に就くことも可能になる。これは SDGs の 4 番の教育に当たるだろう。

火力発電所の建設・操業がもたらす影響は正のものだけではない。負の影響に付いても、当然目を向けなければならない。火力発電所からは温室効果ガス（Greenhouse Gas、以下「GHG」）が排出される。使用される燃料により、排出される GHG の量は異なるが、石炭であろうと天然ガスであろうと化石燃料であることに変わりはなく、いずれを燃料に用いようとも GHG は排出される。これは温暖化の加速化に繋がる負の影響である。

GHG 排出量に付いては、二酸化炭素換算で排出量を測定することが一般的であり、影響の大きさの数值化は可能である。GHG 排出量が少ない発電所の方が SDGs の観点（13 番の気候変動）から望ましいことは言うまでもない。

また火力発電所は冷却水を必要とするため、水へのアクセスがある場所に建設されることが一般的である。ここで発電所が海辺に建設されているとしよう。この場合、海水が冷却水として使用され、熱くなった海水は温排水として海域に放流される。温排水は当然ながら周辺の海域の水温よりは高い。海域に放流された温排水は、周囲の海水と混ざり、熱平衡の状態に至る。問題は熱平衡に至る過程で、温排水が周辺海域の水温よりも高い間に、周辺海域の海洋生態系に影響を及ぼす可能性があることである。温排水の排出海域に貴重な海洋生態系の存在が疑われる場合、温排水の排出地点の変更を検討する必要があるだろう。これは SDGs で言えば、14 番の海洋資源の観点である。

2.2 インパクト検討のためのフレームワーク

ここで金融機関の取組に付いて、述べてみたい。世界銀行などの国際開発金融機関は主に発展途上国においてプロジェクト向け融資を実施している。火力発電所の建設・操業に代表される大規模プロジェクトは、周辺の環境や社会への影響を伴う。正の影響だけなら問題ないのだが、これまで見てきた通り、負の影響を及ぼすことも多い。プロジェクト実施により負の影響が顕在化すると、周辺住民から苦情が申し立てられる。時には大規模な騒動に発展するケースも見られる。

こういった動きを背景に、国際開発金融機関はプロジェクトに伴う環境・社会影響に配慮するための検討フレームワークを創り始めた。世界銀行の **Safeguard Policies** や国際金融公社 (IFC) の **Performance Standards** 等がその例である。

民間金融機関も次第にプロジェクトへの融資に取り組むようになり、環境・社会影響の顕在化に伴う周辺住民からの苦情が向かう先に加えられるようになる。民間金融機関としても、プロジェクトが引き起こす環境・社会影響を検討するフレームワークの制定が求められるようになった

のである。このような状況を背景に 2003 年に Equator Principles¹ (以下「EP」) が創設された。

EP を採択している民間金融機関は世界中で現在 90 を超えており、民間金融機関にとっての環境・社会配慮フレームワークとしてスタンダードと言っても過言ではない位置を占めている。

その概要を簡単に説明しよう。EP は 10 の原則より構成されるが、具体的な環境・社会配慮の基準を定めるものではない。具体的な基準は、先述した IFC の Performance Standards および World Bank Group の Environmental, Health, and Safety Guidelines を援用するとしている。これは民間金融機関が環境社会の専門家を擁していないことに起因する。世界銀行などの国際開発金融機関は環境・社会の専門家を擁しており、自分たちで環境・社会配慮の基準を定める能力を有しているが、民間金融機関でそこまでのスタッフを擁しているケースは稀である。従って、環境・社会配慮の基準に付いては外部のものを援用することで対応し、EP 自体はプロジェクトが引き起こす負の環境・社会影響を特定し、その大きさを測定し、それら影響を回避、最小化、低減するための考え方のフレームワークを提供するに留まっている。

2.3 EP による環境・社会影響回避、抑制のメカニズム

先ほど「負の環境・社会影響」と述べたが、EP は、国際開発金融機関の環境・社会配慮基準と同様に負の影響に着目したフレームワークである。正の影響にも適用することは可能だが、その影響を測定し、負の影響と相殺して、ネットの影響を算出するといったことは行わない。あくまでも負の影響に注目し、その影響を回避、最小化、低減することを眼目とするフレームワークである。

EP により特定された環境・社会影響は、ミティゲーション・ヒエラルキーに従って対応することになる。ミティゲーション・ヒエラルキーとは、開発によって生じる影響を回避、最小化した上で、それでも残る影響を補償するために代替措置を講じるという優先順位のことを言う。

影響の回避を最優先するという考え方は理解できるが、プロジェクトの所在、採択する技術などの制約により、影響を回避することは困難な場合が多い。そのような場合は現実的な解決策として、影響の最小化、低減に向けた対策が実行される。GHG 排出を例に取れば、回避のためには火力発電所ではなく、太陽光発電、風力発電といった再生可能エネルギーを用いた発電方式を採択することが挙げられる。これが現実的な選択肢となり得ない場合、化石燃料であっても、石炭よりは天然ガスを燃料とすることを検討し、その上で、それでも排出される GHG を最小化、抑制するための技術的措置を講じるということである。

EP ではこういった技術的措置を始めとする環境・社会影響の緩和策をまとめた環境・社会管理計画 (Environmental and Social Management Plan) の策定を求め、その履行を融資契約書の中で事業者が誓約してもらうことで履行の確実性を担保している。

2.4 EP の限界

これまで簡単に見てきたように、EP はプロジェクト実施により予測される負の影響の発現を

¹ 詳細は次のリンクをご参照。 <https://equator-principles.com/>

回避、最小化、抑制することにより、そのプロジェクトを持続的な開発とするための 有効なフレームワークである。世界中どこのプロジェクトであっても適用することが可能であり、一般性も備えている。更に言えば、EP を採択した金融機関は EP を遵守しないプロジェクトに融資することを禁じられており、一定水準以上のプロジェクトにだけ融資が行われる仕組みも確保されている。その EP にも限界はある。

その一つは正の影響への対応の欠如である。負の影響の顕在化にはしっかり対応するが、正の影響を更に伸ばそうという努力は義務付けられていないのである。正の影響の特定、影響の大きさの測定は負の影響と同じ方法により行うことは可能である。但し、例えばその影響を更に持続させる、あるいは予想される範囲よりも広範囲に影響を及ぼすようにする、といった検討は EP では求められていない。負の影響を回避、抑制することでプロジェクトを持続的な開発とする点にのみ注力しており、正の影響への視点が欠けているのである。

3 正のインパクトの促進

3.1 インパクトの評価

前節では民間金融機関が、融資する事業の環境・社会に対する負のインパクトを評価・管理する実例を見てきた。この取組を SDGs の観点から解釈すると、環境・社会への負の影響を回避、最小化、緩和、あるいはオフセットすることで事業の持続可能性を高め、事業が関係する SDGs の各目標に貢献するものと言える。

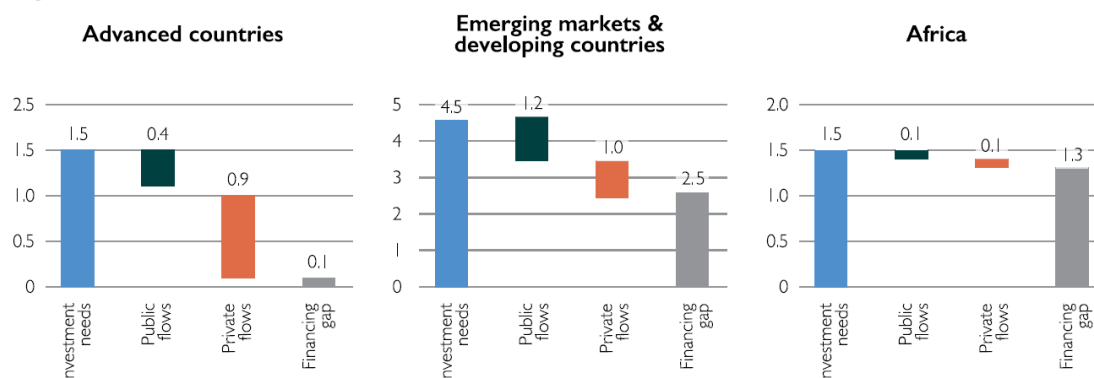
一方で民間金融機関がその本業である融資を通じた SDGs への貢献を考える場合、融資する事業が SDGs のどの目標に、どの程度貢献するのかをより明確にすることが求められる。言い換えれば事業による環境・社会への正のインパクトを評価することが必要になるが、この点は国際機関、各国の援助機関等では既に事業評価として織り込まれている。

例えば独立行政法人国際協力機構（JICA）は事業の実施前に「事前評価」としてその優先度や必要性を検証したうえで効果の測定指標を設定しており、さらに事業終了後は「事後評価」として効果を測定し、妥当性・有効性・インパクト・効率性・持続性の観点で評価を行っている。ベトナム貧困地域における道路・電力・給水・灌漑の小規模インフラ整備事業では、交通アクセス時間、電化率、給水人口、灌漑面積などを指標として測定し、評価の結果、対象地の貧困率に鑑み事業の妥当性は高く、また維持管理体制も整備されており持続性も高いが、事業費・事業期間は計画を上回っており効率性は低いと結論付けている。JICA はこの評価プロセスを通して教訓を抽出し、新しい案件の計画・実施、さらに途上国への支援方針に反映させている。

しかしながら SDGs 達成に必要な資金需要を考えた場合、公的資金だけでは全く不足しており、特に途上国において資金需要にギャップが大きいといった指摘（図1）もあり、民間金融機関も融資する企業、あるいは事業の正のインパクトを評価し、可視化することが重要となる。もちろん、民間金融機関も今までそのような視点を持っていなかったわけではない。従来から基本理念として「公共性の原則」に基づき支援する事業の社会的意義を確認したうえで融資しているものを SDGs の観点で可視化することが重要であり、国際的にも手法・枠組みの検討が進みつつある。

(図1 : SDGs 達成に必要な資金ギャップ)

Figure 2: SDG annual financing gap - advanced vs. EMDEs vs. Africa (in US\$ trillions)⁷⁸



Source: Authors' analysis and assumptions based on World Bank database (2015c, 2015d), OECD/UCLG data (2016)

(出典 : UNEPFI)

3.2 ポジティブ・インパクト金融原則

国連環境計画と金融機関のパートナーシップである国連環境計画・金融イニシアチブ (UNEP FI) は 2017 年 1 月、SDGs 達成のために「環境・社会・経済に正のインパクトをもたらすファイナンス (ポジティブ・インパクト金融)」を推進するための枠組として「ポジティブ・インパクト金融原則」を公表した。この中で金融機関に対し、①ファイナンスによる正・負のインパクトを定義すること、②インパクトの特定・モニタリングを行う体制を整備すること、③透明性を確保して情報開示すること、④インパクトの実現度合いを評価すること、の 4 点を提唱している。

この原則では大きな枠組を示すのみであるため、インパクト評価の実施支援ツールとして「インパクト・レーダー」「モデル・フレームワーク」が公開されている。インパクトの有無・大小を同定するための「インパクト・レーダー」は事業がインパクトを与える要素を 22 に整理し、「モデル・フレームワーク」はインパクトを定義・評価・モニタリングするために参考となる既存の基準・枠組みなどを示している。

なお、ポジティブ・インパクト金融として実施された例はまだ少なく、国内では人材育成・技術継承に寄与する不動産投資や、サプライチェーンを含め事業活動が SDGs に貢献している企業向けの融資がみられる程度であり、引き続き UNEPFI は更なる支援ツールを検討している。

3.3 地域金融機関の取組

同様の取組は国内でも、特に地域金融機関 (地銀、信用金庫、信用組合等) に向けた取組が進められている。環境省「ESG 地域金融の先行事例調査に関する検討会」は、SDGs/ESG に貢献する地域金融機関の取組を「ESG 地域金融」と名付け、2019 年 3 月に事例集を公表した。事例集が作成された背景として、世界的には投資等直接金融が中心となって ESG 金融を推進しているが、日本では間接金融による資金調達金融の割合が大きい点、また地域の持続可能性の向上には地域金融機関が重要な役割を果たすことが期待される点があげられている。

滋賀銀行の事例では、水質浄化技術を持った企業の新規事業である淡水フグの陸上養殖向け融

資/出資に対し、水使用量の抑制という環境面の効果と地域新産業の創出という社会面の効果をSDGsに関連付けている。さらに水使用の抑制はコスト削減をもたらすとして、事業への効果につなげている。

もっとも、事例集の多くは当初からSDGsへの貢献が意識されていたわけではなく、検討会と金融機関の対話の中でその関係性・効果が整理されていったものであり、環境省は事例集の宣伝、更なる事例収集を通して地域金融機関への横展開を図っているところである。

4 まとめ

本稿では民間金融機関による環境・社会への正・負両面のインパクトを評価する動向を見てきた。現時点では正のインパクト評価の事例は限られており、枠組の検討・先行事例の整理段階であるが、もともと金融機関は「公共性の原則」を融資の理念に持っており、評価手法が整備され、理解がすすめば今後大きく拡大していくことが期待できる。

また、現在負のインパクトのみを評価しているEPも、正のインパクト評価の視点を取り入れ、そのインパクトを可視化し、ステークホルダーとの対話に活用することで事業の信頼性向上につながり、事業の持続可能性を増すことができるのではないだろうか。

<主要参考文献・資料>

- ・ JICA ウェブサイト：<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>
- ・ UNEPFI (2018) : Rethinking Impact to Finance the SDGs
- ・ UNEPFI (2018) : The Impact Radar
- ・ UNEPFI (2018) : Model Framework
- ・ 三菱商事・ユービーエス・リアルティ (株) (2019) : ESG Report
- ・ 三井住友信託銀行 (株) (2019) : プレスリリース「世界初となるポジティブ・インパクト・ファイナンス (資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ) の契約締結について」
- ・ 環境省(2019) : 事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方